

沖縄県と宜野湾市による「市税の徴収強化」

市税納期カレンダー

税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	4月30日	6月30日	6月2日
第2期	7月31日	9月1日	
第3期	12月25日	10月31日	
第4期	3月2日	2月2日	

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。
都合により納付できない場合は、**随時納税相談**を受け付けておりますのでご連絡ください。

沖縄県と宜野湾市が共同で滞納整理を行います。

滞納整理の強化を目的に、県税事務所から徴収専門職員が配置されます。

納付する資力があるにもかかわらず市税を引続き滞納する方に対して、法律に基づいた調査の上、財産（預貯金・給与・不動産・自動車等の動産等）の差押を行うことがあります。

市では納期限内に納めていただいている方の公平性を保つため徴収を強化しています。

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線255～257

受け取る年金額を少しでも増やせる制度 付加年金をご存知ですか？

毎月の保険料（15,250円）に付加保険料（400円）を上乗せして納めると、将来受給する老齢基礎年金に付加年金が毎年加算されます。付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

$$\text{受給額} = \text{老齢基礎年金額} + (200\text{円} \times \text{付加保険料納付月数})$$

〈例〉50歳から60歳まで付加保険料を納付すると

10年間（120月）で納付する額 …… 400円×120月＝48,000円



1年間で受け取る付加年金 …… 200円×120月＝24,000円

（付加保険料納付月数）

付加年金は受給する年金に毎年加算されます。とてもお得な制度です。



付加保険料は、申し込んだ月分から納付ができます。ご希望の方は、市役所年金係でお申込みください。ただし、次に該当する方は付加保険料を納付することができません。

- ① 現在、国民年金基金に加入している方
- ② 現在、保険料の免除・学生納付特例・若年者納付猶予を受けている方
- ③ 現在、第2号・第3号被保険者の方

問合せ：市民課年金係 ☎893-4411 内線114・117

消費生活で困ったときはすぐ相談を
問合せ 市民生活課 市民安全係
☎893-4411 内線433

二十歳になると親の同意がなくても自由に契約ができるようになり、社会経験の少ない若年層が勧誘されることが多く、十分なお金もないのに甘い言葉を信じて借金までして契約することもあります。後で不安になり、契約をやめようと自分を誘った人や会社を尋ねても、解約を思いとどまるよう説得される可能性があります。

契約した後でもクーリング・オフや中途解約は可能です。契約したことで困っていたり、身近に不審な契約をしている人がいたら悩まずに消費生活相談窓口でご相談ください。

人を紹介することによって手数料などが得られる取引をマルチ商法といいます。ネットワークビジネスと呼ばれることもあります。最初にマルチ商法の勧誘だと知らされることはほとんどなく、友人やSNSの知人等から「儲かる」「将来に役立つ」「グローバルなビジネス」等と言われ、資産運用ソフトやビジネス講座の契約を勧められたりします。旧来の化粧品や健康食品といった商品の他にも、会員登録するだけでお金が振り込まれるといった場合もあります。

しかし、実際には思ったように儲からず借金だけが残って返済に困ったり、他の人を勧誘することでトラブルになり、友人関係に悪影響を与えてしまつこともあります。

若者に広がる
マルチマがい商法の巻

聞いてみよう消費生活
内線433便り

